

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律として次のように行動計画を策定する。

1 計画期間： 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2 内 容

目 標 1 女性職員の育児休業取得率 100%維持と男性の取得率を 20%前進させる

<対策>

令和4年4月～

育児休業の取得希望者を対象とした説明を継続実施する

部門間連絡会議において、各部署長に対して男性も育児休業を取得できることを周知する

育児休業からの復職後の職員に対して、キャリア形成を支援するためのカウンセリングの実施

目 標 2 年次有給休暇の消化率は、全体平均で 100%あるが、60%の部門がある為 ばらつきのない取得を目指す為に各部門で 90%以上の取得を目指す

<対策>

令和4年4月～

各部署の年次有給休暇の部門別、職種別の取得率を把握し、ばらつきのない年次有給休暇の取得を促す

管理職への意識改革、業務改善のための会議

休暇の取得推進に向けて、働き方改革を行う